

令和6年第24回教育委員会定例会
(12月17日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和6年12月17日（火）午後2時00分から午後2時44分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
教育長職務代理者	浦井 祥子
委 員	神田しげみ
委 員	垣内恵美子

○出席者

事 務 局 次 長	前田 幹生
庶 務 課 長	山田 安宏
学 務 課 長	川田 崇彰
児 童 保 育 課 長	大塚美奈子
放課後対策担当課長	別府 芳隆
指 導 課 長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼教育支援館長	増嶋 広曜
中 央 図 書 館 長	穴澤 清美

○日 程

日程第1 教育長報告

1 協議事項

（1）生涯学習課

ア 一般社団法人日本囲碁将棋協会が実施する事業に対する後援について

イ 生涯学習センター機能強化等改修工事に伴う整備内容及び休館中の対応について

（2）中央図書館

ウ 中央図書館池波正太郎記念文庫所蔵資料の貸出について

エ 電子図書サービス等の導入について

2 報告事項

（1）庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

3 その他

- ・ 令和6年第3回区議会定例会決算特別委員会における審議事項等について
- ・ 区民文教委員会（臨時）における教育委員会に関する審議等概要について

午後2時00分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和6年第24回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、浦井委員にお願いいたします。

また、川崎委員は所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております

ここで、傍聴について申し上げます。本日、会議の傍聴を希望する方については許可することとしておりますので、ご了承ください。

それではまず、審議順序の変更について私から申し上げます。日程第1、教育長報告の協議事項、生涯学習課のイ、中央図書館のエにつきましては、東京都台東区教育委員会会議規則第15条第1項に該当する案件であり、傍聴にはなじまないと思われれます。つきましては、傍聴人退出後、非公開で聴取いたしたいと思ひます。なお、非公開会議の会議録については、本来公開するものではございませんが、生涯学習課のイ、中央図書館のエについては、区議会報告後に公開することといたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 生涯学習課 ア

○佐藤教育長 それでは、日程第1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

はじめに、生涯学習課のアについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは、生涯学習課、協議事項、一般社団法人日本囲碁将棋協会が実施する事業に対する後援につきましてご説明いたします。資料1をご覧ください。

本件は、一般社団法人日本囲碁将棋協会が実施する親子将棋体験教室に対しまして、後援名義の使用承認申請があったものでございます。

1、実施日時は、令和7年2月1日及び8日。実施場所は上野駅の浅草口から徒歩1分にあるRAKUNA上野という区内の貸会議室でございます。

5 になります。事業の目的は、日本の伝統文化である将棋の体験会を通じまして、集中力やコミュニケーション能力を学び、人生を豊かにすること。将棋で身につけた思考力やコミュニケーション能力を将来的に地域・学校コミュニティ運営に生かすこと、また、保護者同士の親のつながりをつくり、まちづくりへの関心を高めることを目的としております。

次のページをご覧ください。6です。事業内容といたしましては、1コマ50分で初級者と中級者に分けて親子で将棋に取り組むものでございます。

本事業の実施によりまして、受け継がれてきた将棋の伝統を子供に伝承する機会となると考えられることから、後援を承認しようとするものでございます。

また、4 ページ以降に役員の名簿ですとか事業予算書などを添付しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

本件についてのご説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして何かご質問はございますでしょうか。

○浦井委員 聞き逃していたら申し訳ないんですけども。これは親子での体験会ということで、小学校のお子さんが中心なののでしょうか。何年生までとか、何歳からというような規定があるのかというのが一つ。それともう一つ、親子で将棋に取り組むというような形での講座というふうに読み取れるんですけども、お子さんがご兄弟でいらっしゃった場合、複数いらっしゃった場合とかも保護者は1名でOKであるのか。その二つを、もし分かれば教えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○生涯学習課長 対象は、お聞きしている限りでは、小学生ということで、1年生から6年生ということで考えていると聞いております。

また、2点目のご兄弟の方でいらっしゃった場合は、親子で将棋を指すということなので、対応自体、ちょっとまだそこは確認はしておりませんが、去年の状況も後ほど確認して、どのように対応するかというのは思っております。ただ、多分親子同士で教えながら先生がいて指していくという形なので、ちょっと1人のお子さんがお待ちいただいてやる流れになるかとは思います。

以上でございます。

○浦井委員 ありがとうございます。もし可能であれば、今おっしゃってくださいましたけれども、申し込まれる保護者の方もそのあたりが分かりやすいようにしていただけたら安心して申し込めるのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○垣内委員 囲碁・将棋、日本の伝統文化で、非常に重要な活動であろうというふうに思っております。しかも無料ということで。

入場者の数は56名を予定されているということで、2部制で、貸会議室でやるということなので、人数制限などがあるのかどうか。せっかくの機会ですので学校への広報・通知などは教育委員会としても積極的になさるのかどうか。後援名義だけなのかどうか。その辺りもちょっと教えていただければと思います。

○生涯学習課長 会議室につきましては、今委員のほうからご質問がありましたとおり、各部14名ということで、この将棋を教える先生が2名いるということなので、この人数でちょっとやりたいということでお聞きしております。

また、広報のほうは、後援を出した後、この事業者がチラシを作りますので、一般的に、ちょっと見てみますと、新宿とか品川区も同じようにやっております、チラシ

を作っているという経緯がございますので、作った後、小学校のほうにどう配るかということは丁寧に検討していきたいと思っています。

○垣内委員 どうぞよろしくお願いいたします。できるだけサポートをしていただければと思います。

○佐藤教育長 その他。この件に関しては。
よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、生涯学習課のアについては協議どおり決定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

(2) 中央図書館 ウ

○佐藤教育長 次に中央図書館のウについて、中央図書館長、説明をお願いします。

○中央図書館長 それでは、中央図書館池波正太郎記念文庫所蔵資料の貸出についてご説明いたします。資料をご覧ください。

中央図書館池波正太郎記念文庫が所蔵する資料を、貸出限度日数の 90 日を超えて長期期間貸出を行う件について、東京都台東区中央図書館池波正太郎記念文庫資料取扱要綱の規定により、台東区教育委員会の承認を得て、貸し出しを行うものでございます。

項番 1、申請書は富山県立高志の国文学館でございます。こちらの県立高志の国文学館との関わりでございますが、池波正太郎氏は父方の先祖の地である富山県南砺市井波を度々訪れており、作品にも井波のことを書かれております。また、砺市井波には池波正太郎ふれあい館が設立されており、中央図書館の記念文庫はふれあい館とグッズ等の販売に関わる覚書を締結しております。このような関わりがある中、今回の企画展の開催にあたり、資料の貸し出しの依頼がございました。

項番 2、対象資料は、資料記載のとおり、自筆原稿のほか、実筆絵画、書籍など全 488 点です。詳細は別紙のとおりです。

項番 3、貸出期間は令和 7 年 3 月 9 日から 6 月 20 日までです。

項番 4、展示概要につきましては、高志の国文学館において、「池波正太郎一人間通のまなざし」と題しまして、令和 7 年 3 月 29 日から 6 月 9 日まで展示会を開催いたします。

2 ページに行っていただいて、項番 5、開催の趣旨でございます。池波氏の没後 35 年を迎える現在も、多くの読者に読み継がれている作品の魅力と創作の舞台裏とを合わせて、井波の人々との交流を紹介するといった趣旨でございます。

項番 6 及び 7、貸出方法及び展示につきましては、相応の保険に加入した上で、美術品同様の保管、運搬を行い、資料の保全に万全を尽くすこととします。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○垣内委員 事柄自体、とてもいいことだと思いますし、保険は先方が保険料を払ってオールリスクを請け負うという形かと思いますが、この対象資料の中の原稿とか自筆の絵画とかは、複製、レプリカということですか。現物は持っていらっしゃるけれども、レプリカを作ってそれを貸し出しされるということなんでしょうか。

やっぱり現物が持つ力って結構あるんですけど、先方からはレプリカでいいという、そういうご要望だったんでしょうか。ちょっとその辺りを教えていただければと思います。

○中央図書館長 今回貸し出すものは、全て複製となっております。

相手方からは、こういった、例えば自筆原稿・絵画を貸してほしいという要望はいただいておりますが、自筆、本物にしてほしいといった要望は受けておりません。複製でいいというところで了承を得ております。

○浦井委員 今、垣内委員もおっしゃっていらっしゃいましたけど、やはりこういった企画は素晴らしいことで、台東区以外でも貴重な資料を生かして見ていただけるというのはとてもよいことですし、ご縁もある場所であるということで、大変貴重な機会だと思います。ですから、根本的に何の反対もないんですけれども。

ただ、参考までに、これは長期貸出ということになりますので、貸出中に台東区の展示とか区民の方の利用とかには特に影響はないのかということを、念のため確認させていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○中央図書館長 その点についても影響がないというところの範囲での貸し出しとしておりますので、大丈夫と思っております。

○浦井委員 ありがとうございます。安心いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、中央図書館のウについては、協議どおり決定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし)

ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 次に、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について、ご説明をいたします。資料5をご覧ください。

はじめに、児童保育課取扱分が2件、1件目は、保育園入園申込にかかる児童保育課の案内についてです。入園の基準となる指数について区に電話で相談をしたところ、「ベビーシッターの利用により調整指数の項目に該当し、指数が加算される」旨の案内を受けた。その後入園の申し込みを行ったところ、案内された利用方法では条件を満たしておらず、指数の加算はないとのことだった。複数回にわたる案内ミスにより予定していた指数が得られず、釈然としないというご意見でした。

2件目は、休日保育についてです。息子を休日保育に預けて働いているが、発達の遅れが見られる息子は手がかかるようで、12月からの休日保育の利用を断られてしまった。民間サービスを利用してくださいとのことであったが、費用面での負担がかかるし、区内にそういった施設がない。息子の発達の遅れに悩んでいるのに、区に見放されて悲しく思う。利用できないのであれば、代替案を出してほしいというご意見でした。

続きまして、中央図書館取扱分が4件になります。1件目は、中央図書館の改修工事における対応についてです。東上野区民館にすこやかとしょしつを補完する設備を設け、土日祝日にリクエストした本などの受取・返却を可能にしてほしい。また、池波正太郎記念文庫を東上野区民館に移してほしいというご意見でした。

2件目は、中央図書館の対応に関する教育長の見解についてでございます。「一人で本を独占し借り続けている状態となっているため、それは改善すべき」と中央図書館の職員に言ったが、「改善しない」との返答であった。この返答はおかしいと思うので、「改善する」旨の文書を、教育長からもらいたいとのご要望でした。

3件目は回答を要しないもので、池之端の図書館についてでございます。池端は人口が増えているにもかかわらず、公共サービスが少なく不便に感じる。せめて図書館を設置するよう検討してほしいというご意見でした。

最後、4件目も回答を要しないもので、池波作品のビブリオバトル「剣客商売」についてでございます。池波作品のビブリオバトルのイベントを行うようだが、作家やジャンルで区分されないビブリオバトルも開催したらよいと思うので、検討してほしいとのご意見でした。

回答につきましては、それぞれ資料に記載のとおりでございます。

簡単ですがご説明は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○神田委員 件名2についてですが、発達の遅れがあるお子さんに関しては休日保育は利用できないということは分かりました。

この代替のサービスについては、利用するのはなかなか難しいんでしょうか。そのあたりをちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○児童保育課長 代替案につきましては、こちら、回答のところに記載させていただいて

いるファミリー・サポート・センターや、ベビーシッター利用支援事業となっております。

ファミリー・サポート・センターは利用者のほうと、あとは支援してくれる人の相互で使えるようになりましたが、利用することは可能なんですけれども、ただし休日ですと 1 時間 900 円の利用料金がかかるということで、休日保育よりも高くなってしまうということがございます。ベビーシッターにつきましては、こちらにも記載させていただきましたが、年度当たり 144 時間までが上限で、やはり 1 時間 2500 円の補助は出るんですけれども、年間を通じて利用上限枠まで行ってしまうだろうというふうに考えられます。

そのため、利用の仕方については、申込していただいて、全然利用できないわけではないんですけれども、少し利用料金がかかってしまうというところが考えられます。

○神田委員 ありがとうございます。なかなか難しいということも分かりましたけれども、例えば、土日に勤務しなければならなくて、こういう障害のあるお子さんをお持ちの保護者というのは大変だと思うんですけれども、今後少しでもそういう人たちが利用できるような環境づくりを、ぜひお願いしたいと思います。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承をお願いします。

3 その他

○佐藤教育長 次に、その他事項についてでございます。

事前に資料を配布させていただいておりますが、後ほどご覧いただければと思います。ご質問や補足の説明などはございますか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおり、これより会議は非公開といたします。

(傍聴人退出)

○佐藤教育長 非公開の会議録署名員につきましては、定例会に引き続き浦井委員にお願いします。

〈日程第 1 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 生涯学習課 イ

○佐藤教育長 それでは、日程第 1、教育長報告の協議事項を議題といたします。

はじめに、生涯学習課のイについて、生涯学習課長、説明をお願いします。

○生涯学習課長 それでは生涯学習センター機能強化等改修工事に伴う整備内容及び休館中の対応についてご説明いたします。資料 2 をご覧ください。

項番 1、概要です。本年 12 月から、生涯学習センター機能強化等改修工事について、空調設備改修や照明の LED 化工事等を実施しておりまして、それらの工事に加え、展示スペースの新設や中央図書館の郷土・資料調査室企画展コーナーの拡充等を行い、令和 8 年度のリニューアルオープンに向けまして、センターの機能強化を図るといったものでございます。

項番 2、主な整備内容等です。センターの本体工事を進めつつ、併せて次の整備等を行ってまいります。初めに（1）美術作品等展示スペースの設計です。本年の区議会第 2 回定例会の区民文教委員会で、ご報告しました生涯学習センター内に美術作品等を展示するスペースを設けるにあたりまして、展示ケース設置場所等の設計を行います。なお、設計に基づく展示スペースの設置は令和 8 年度となります。

次に（2）中央図書館郷土・資料調査室企画展示コーナーの拡充です。所蔵する貴重資料の展示を充実させ、郷土資料調査室の利用促進を図るため、観覧スペースの拡大や新たな展示ケースの制作を行うなど、企画展コーナーを拡充します。詳細につきましては、3 ページの別紙、郷土・資料調査室企画展示コーナーの拡充（案）をご覧ください。資料の下に、企画展コーナーの平面図を記載しておりまして、改修内容としましてはその上にですね、上段の黒丸で三つ、3 点ありますが、観覧スペースの拡大を行いまして、現状の 2 倍程度の 30 平米に拡大し、新たに展示ケース等を制作するとともに、郷土資料調査室の書架の配置を見直しまして、コーナー名を表示するなど、視認性の向上を図ってまいります。次の 4 ページに、共同資料調査室及び企画展コーナーの現状と、拡充後のレイアウト図を、全体図を記載してございますので、後ほどご覧いただければと存じます。

恐れ入ります資料の 1 ページにお戻りいただきまして、項番 2 の（3）です。中央図書館執務室の改善です。中央図書館の執務室におきまして、コミュニケーションの活性化や執務環境改善が図られるよう、職員が自由に着席場所を選択できるフリーアドレスを導入いたします。

項番 3 センター休館に伴う対応です。1 生涯学習センターで実施している講座等の対応でございます。令和 7 年 4 月からリニューアルオープンまでの休館期間において、社会教育センター・各社会教育館等の不要施設や花川戸一丁目施設の 2 階フロアを使用しまして、センターで実施している各種講座等を継続的に実施できるよう対応を図ってまいります。

（2）中央図書館臨時窓口の設置等です。令和 7 年 9 月からの休館に伴いまして、生涯学習センターの 6 階に臨時窓口を設置し、予約資料の貸し出しや返却等の業務を実施します。また、子供の読書環境を充実するため、くらまえオレンジ図書館とすこやかとしょじつの蔵書数及び閲覧数の拡充を図ります。臨時窓口の設置時期につきましては、表に記載のとおりでございまして、なお、臨時窓口の開館時間は現状と変わりませんが、記載のとおりでありまして、変更点としては年末年始を休館といたします。

2 ページをご覧ください。項番 4、予算要求額です。令和 7 年度当初予算として 7 億 9,091 万 7,000 円を要求しております。その内訳の内容につきましては、(2) の年度別予算内訳の表の令和 7 年度欄をご覧くださいまして、施設整備費・工事監理委託費で 6 億 910 万 3,000 円。表の下の方のその他経費としまして記載しました、展示スペース設計・中央図書館執務室改善・事務施設等対応経費として 1 億 8,181 万 4,000 円でございます。

最後に項番 5、今後の予定につきましては、記載のとおりでございます。

長くなりましたが、ご説明は以上でございます。よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○垣内委員 とてもいい、今後に期待を持たせるような機能強化につながるというふうに思っております。

その上で、ちょっと確認なんですけれども、この美術作品等展示スペース、それから企画展コーナーというんですかね。どちらも重要なことだと思うんですけれども、企画展コーナーのほうは、中央図書館の司書さんとか学芸員さんが中心にいろんな活動を展開する、それに合わせた形でこの企画展コーナーを整備するのでしょうか。つまり、活動であるソフトが想定されていて、それに合わせて、ハード、施設設備を考えていらっしゃるという理解でよろしいのかどうかというのが 1 点目。

2 点目は、この美術作品等展示スペース。こちらの中央図書館では、区民の方々の様々な、なんていうのか、文化祭というんですかね、いろんな活動の成果を発表されるのに非常に使われている、中心的な施設だというふうに理解しております。生け花だったり、書道だったり、様々なものに使われると思うんですが、そういった活動分野のうち、特にどういう活動をするのかによって、施設、ハード面のスペックも決まってくると思うので、具体的にはどのようなことを想定されていて、どのような使われ方をすることに基づいて、この展示ケースとか、設置場所とかを設計されるのでしょうか。そのあたりの具体的なところを、差し支えない範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

1 階には、区長賞という作品の絵画がございますので、そういった大型の絵画、目に付きやすいものを 1 階に置きたいなと考えてございます。

そして、2 階には区内の所蔵の絵画の作品の他に、今委員からお話ありました、社会教育関係団体等で作品を制作している方々の作品を展示していければと考えてございます。またその中身、どのようなことというのは、これから、ちょっと今検討しておりまして、例えばですけど、書道ですとか、写真連盟様ですとか、そういったところのいろいろな方々がいらっしゃいますので、その方々にもお話をし、飾れる作品というのを調整していこうかなと考えてございます。

そしてまた 3 階のほうには、また区内の通路の壁面も活用しまして、いろいろ作品を展示していきたいなと考えてございまして、また 4 階にちょっと広いスペースもございますのでそこには、朝倉響子さんとかの彫刻作品、区のほうで持っているものがございすの

で、そのような所蔵作品を飾っていければと考えてございます。

まず、2点目のご質問は以上でございます。

○中央図書館長 企画展コーナーの拡充について、ご質問にお答えしたいと思います。ソフト面に合わせて施設の拡充を考えているのかといったところで、よろしかったでしょうか。

現在、企画展コーナーでは、専門員ですとか学芸員が資料に基づいて利用者の方へいろいろ説明をしたりしているところです。現在の企画展コーナーが、コーナーで、片隅というか、コーナーで実施をしております。囲われたスペースでないというところで、なかなかしっかりと皆さんにご説明ですとか、ギャラリートークが難しい状況であるので、しっかりそこを、スペースを確保した上で、展示ケースについても、新しく造り変えて、クリアに見えるものだったり作品がしっかり保存できるものに変えて、しっかり充実していきたいと考えております。

設備の面でもしっかり充実するんですけれども、運用面についても、ソフト面もさらに皆さんに興味を持っていただけるよう検討していきたいと考えているところです。

○垣内委員 ありがとうございます。ぜひ、いい使われ方をするように、そういうことができるように、施設設備を整備していただければというふうに思っています。

美術展も、それから企画展もそうなんですけどオリジナルの資料とか、それから美術品によっては、温度湿度管理とか、それから警備の問題とか、いろいろ課題が出てくるかと思うんですけど、そのあたりもきちんと考慮しながら進めていただければというふうに思っております。

ぜひよろしくお願いします。

○浦井委員 利用者にとっても、やはり大変すばらしい改修になるのではないかと思いますので、ぜひやっていただけたらと思うんですけれども。ただ、利用者にとってどうしても分かりにくい点ですとか、改修中の変更ですとかで混乱もあるかと思います。何度も広報や説明などなさるのは大変かと思いますけれど、是非細やかな対応していただきたいというお願いが一つと。あともう一つ、やはりお願いなんですけれども、改修中、センターの中にいらっしゃる職員や調査委員の皆様は、階を移ったりとか、いろいろ大変でいらっしゃると思います。そちらのご負担も多いかと思いますので、そういった方面のご対応、細やかなご対応というのも、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

○佐藤教育長 要望でいいですか。

○浦井委員 はい、すみません。要望でよろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、生涯学習課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(2) 中央図書館 エ

○佐藤教育長 次に、中央図書館のエについて、中央図書館長、説明をお願いします。

○中央図書館長 電子図書サービスの導入についてご説明いたします。資料を御覧ください。

項番 1、概要です。デジタル社会の進展や読書バリアフリー法の施行に伴い、デジタル化に対応した読書環境の整備が求められております。そこで、誰もが本や情報にアクセスできる読書環境を整備するため、電子図書サービスを導入いたします。

また、図書館利用登録の手続きを来館することなく行えるよう、オンライン利用登録申請を導入するとともに、LINEと図書館システムの連携により、従来の利用カードに加えて、スマートフォンでの利用も可能とし、利用者の利便性の向上を図ります。

項番 2、電子図書サービスの内容です。(1) 一般契約についてです。対象者は、区内に在住・在勤在学する者で、図書館に利用登録しているものです。貸し出し点数は2点、貸し出し期間は14日間とします。2週間が経過すると自動で返却されます。

(2) 区立小学校との連携です。申し訳ございません、区立小中学校との連携です。区立小中学校の全児童生徒と病院に電子図書サービスのIDを付与いたします。これにより、子供たちは利用登録の手続きをすることなく、自身のGIGAスクール端末等で電子図書を利用することが可能となります。

項番 3、予定コンテンツ数についてです。初年度である令和7年度は約9,600冊を提供することを予定しております。(1) 一般書については、著作権が消滅した作品などを提供する青空文庫約8,000冊を含めて、8,800冊を予定しております。青空文庫以外の電子図書には、永続的に利用できる買い切り型と期限付きの2種類がございます。期限付きコンテンツは2年間、または貸し出し回数52回という制限があるため、コンテンツ数を維持するためには継続的な購入が必要となります。

(2) 児童書については複数人が同時に利用可能な読み放題パックなど、約800冊を予定しております。

2 ページをご覧ください。オンライン利用登録申請です。これまで図書館の利用登録は窓口での手続きに限られておりましたが、オンライン利用登録申請を導入することにより、来館することなく登録ができ、区内図書館と電子図書サービスの双方の利用が可能となります。既に利用登録をしている方については、追加の手続きをすることなく、電子図書の利用が可能です。対象者は、区内在住・在勤・在学者といたします。対象となる手続きは、登録に加えて、更新・登録情報の変更も可能となります。

項番 5、LINE連携です。LINEと図書館システムを連携させ、LINEのトーク画面から利用者のバーコードをワンタップで表示させることで、利用者カードとして使用できます。また、予約資料の確保や督促などの通知もLINEで行うことが可能となります。さらに、図書館情報をLINEから発信していくことを予定しております。

項番 6、予算要求額です。令和 7 年度当初予算として 2,307 万円を要求しております。電子図書サービスについては、システム構築費、運用費及びコンテンツ費用などを計上しております。オンライン利用者登録申請は、システム構築費、LINE連携については、LINEとの連携構築費と運用費になります。

最後に項番 7、今後の予定につきましては、記載のとおりです。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○神田委員 読者としては大変利用しやすくなりますし、自宅で本が読めるということで、大変ありがたい制度かと思っております。

教えていただきたいんですけども、この冊数は、実際の本と比べて、比率的にはどのくらいに当たるんでしょうか。

それと読み放題というのは、800 冊あるのを 1 人の人が自由に読めるというふうに考えてよろしいんですか。

○中央図書館長 電子図書の比率ですが、現在、申し訳ございません、手元にちょっとその数値を持っていないんですが、現在中央図書館では約 40 万冊資料がございます。電子図書で今導入を考えているのは 9,600 冊となります。

それから、読み放題パックについてですが、申し訳ございません。もう一度ご質問をお願いしてよろしいでしょうか。

○神田委員 すみません。これ、例えば、デジタルの意味が、私分かっていないのかもしれないですけど、8,800 冊あるとしたら、それは 1 人の人が読んで、そして、期間中に読み終わったらその部分は返し、それを新たな人が借りられるというふうに考えていいのでしょうか。そして、800 冊の読み放題というのは、1 人の人が何冊でも期間中なら読んでいいというふうに考えるとしたら、例えば人数的に制限が何人かを決めてやるのでしょうか。そのあたりのところを教えていただけたらと思いました。

○中央図書館長 読み放題パックについてですが、こちら、例えば教室の生徒全員が同時に読むことが可能です。ただ、児童書で購入する読み放題パックなどとなっておりますので、読み放題でパックでない、例えば普通の読み物ですとかは、やっぱり 1 人が使っていたら、同時に何人も使えないというものになります。両方が組み合わさっております。児童書の中での読み放題などというところには。

○神田委員 ありがとうございます。徐々に予算化して増えていくのであらうと今後考えられますけれども、本当にありがたい制度だと思います。

小中の学校で自由に活用できるようになれば、さらに良いことだと思いますので、ぜひ

学校のほうでもたくさん使っていただけるように、広報活動もお願いしたいと思います。
ありがとうございます。

○浦井委員 4 番のオンライン利用登録申請のところで、ちょっと私が聞き逃して分からなくなっているのかもしれないんですけども。3 行目のところに、「既に利用登録をしている者は追加の手続きをすることなく電子図書の利用が可能」とあるんですけども、この「利用登録をしている者」というのは、すでに利用者として登録をしている人には、電子図書サービスのこのIDというのが自動的に付与されるということなんでしょうか。すみません、ちょっとそこが分からなかったものですから、教えていただけたらと思います。お願いいたします。

○中央図書館長 既に図書館に利用登録されている方については追加の手続きなく、電子図書館の利用が可能となります。

○佐藤教育長 電子図書館への入りかたとかちょっと説明してあげると分かりやすいのでは。

○中央図書館長 オンライン上から入っていただいて、現在の利用者番号とIDでログインできるということです。

○浦井委員 ありがとうございます。大変使いやすくなると思ひまして、いいことだと思うんですけども、自動的に使えるように登録されていくとなると、やはり個人情報非常に気になる方もいらっしゃるかと思います。そのあたり、もう当然なさっていらっしゃることは思うんですけども、その辺りの個人情報面の対処というのを重々気をつけて運用していただけたらと思います。よろしく願いいたします。以上です。

○佐藤教育長 そのほか。この件に関しまして、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは中央図書館のエについては、協議どおり決定いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

3 その他

○佐藤教育長 本日の案件は以上になります。全体を通して、何かご発言等はございますでしょうか。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これを持ちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後2時44分 閉会